国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程

平成２７年２月１７日
規程第　　４　　号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　責任体制（第３条－第６条）
第３章　不正防止計画等（第７条－第９条）
第４章　通報等の受付（第１０条－第１５条）
第５章　通報等に係る調査等（第１６条－第３２条）
第６章　内部監査（第３３条）
第７章　雑則（第３４条・第３５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）等に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項を定め、不正を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「研究費」とは、運営費交付金、補助金、基金、共同研究費、受託研究費、寄附金等を財源として、本学が管理する全ての経費をいう。

２　この規程において「職員等」とは、就業規則に基づき雇用される職員及び学長が別に定める本学の施設又は設備を利用して研究に携わる者をいう。

３　この規程において「学生等」とは、学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別学修生をいう。

４　この規程において「就業規則」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成１６年規則第２号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成１６年規則第３号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成１７年規則第１号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成２９年規則第１号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任研究員就業規則（令和５年規則第１号）をいう。

５　この規程において「不正」とは、故意又は重大な過失により、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他の関係法令、学内諸規約、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の規則等に違反して、研究費を使用することをいう。

６　この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が職員等に対し、自身が取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

７　この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が職員等に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

８　この規程において「研究科等」とは、先端科学技術研究科（研究科事務室を含む。以下同じ。）、総合情報基盤センター、生命科学研究基盤センター、マテリアル研究プラットフォームセンター、データ駆動型サイエンス創造センター、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、監査室、ダイバーシティ＆インクルージョン推進室、地域共創推進室、留学生・外国人研究者支援室及び事務局（技術室を含む。）をいう。

９　この規程において「研究科長等」とは、前項に定める組織の長をいう。

第２章　責任体制

（最高管理責任者）

第３条　本学に、研究費の運営及び管理に関する業務を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

２　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知し、不正防止対策を実施するために必要な措置を講じるとともに、啓発活動を行うものとする。

３　最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者、第５条に定めるコンプライアンス推進責任者及び第５条の２に定めるコンプライアンス推進副責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第４条　本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

２　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策（コンプライアンス教育及び啓発活動を含む。）を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施

状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第５条　研究科等に、研究科等における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究科長等をもって充てる。

２　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督する研究科等において、次の各号に定める業務を行わなければならない。

（１）不正防止対策の実施及び実施状況の確認並びに統括管理責任者への書面による実施状況の定期的な報告

（２）不正の防止を図るための職員等に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督

（３）不正の防止を図るための職員等に対する啓発活動の定期的な実施

（４）職員等の適切な研究費の管理及び執行等の実施に関するモニタリング並びに必要に応じて行う改善指導

（コンプライアンス推進副責任者）

第５条の２　先端科学技術研究科に、コンプライアンス推進責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、副研究科長をもって充てる。

２　前項に定めるもののほか、コンプライアンス推進責任者が必要と認めたときは、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

３　コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、研究費の不正防止に関する業務を行う。

（職員等の責務）

第６条　職員等は、本学が定める行動規範の下、高い倫理性を保持し、不正を行ってはならない。

２　職員等は、この規程並びにこの規程に基づくコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者の指示に従わなければならない。

３　研究費の運営及び管理に関わる職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

４　研究費の運営及び管理に関わる職員等は、次に掲げる事項について誓約書を提出しなければならない。

（１）本学の規約を遵守すること。

（２）不正を行わないこと。

（３）規約に違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

（４）その他最高管理責任者が必要と認めること。

５　職員等及び学生等は、第１７条から第２６条までに定める調査等に協力しなければならない。

第３章　不正防止計画等

（不正防止計画）

第７条　最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な不正防止計画を定期的に策定し、その不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

（不正防止計画の実施体制）

第８条　最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、学長が別に定める組織において、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、その実施状況を確認する。

（不正防止計画の実施）

第９条　研究科等は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、前条の組織と連携及び協力するものとする。

（監事との連携）

第９条の２　最高管理責任者は、第７条に規定する不正防止計画の定期的な策定及び進捗管理の状況について、監事と意見交換その他必要な連携を行うものとする。

第４章　通報等の受付

（相談窓口）

第１０条　本学における研究費の事務処理手続き及び使用ルールに関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を事業推進部研究協力課（以下「研究協力課」という。）に置く。

（通報窓口）

第１１条　本学における不正に関する通報（以下「通報」という。）及び通報に関する相談（通報にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を研究協力課に置く。

（通報処理体制等の周知）

第１２条　統括管理責任者は、相談窓口及び通報窓口の連絡先等、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項を本学の職員等及び学生等に周知するとともに、これらを学内外に公表する。

（通報の方法）

第１３条　通報は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。以下同じ。）を通報窓口に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。
２　通報は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
（１）不正を行ったとする職員等の氏名又はグループ等の名称
（２）不正の具体的内容
（３）不正とする合理的理由
３　通報窓口において通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨について当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。
４　統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、通報の対象に本学以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の通報窓口に当該通報を通知又は回付する。
５　統括管理責任者は、第２項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。
６　統括管理責任者は、報道及び会計検査院等の外部機関から不正が指摘された場合、顕名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

（通報に関する相談の方法）
第１４条　通報に関する相談は、書面を通報窓口に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。
２　通報窓口において前項の相談を受け付けた場合で必要と認めるときは、相談者に対して通報の意思を確認し、又は通報に準じて取り扱うことができるものとする。

（通報窓口の担当者の義務）
第１５条　通報窓口の担当者は、通報を受け付ける場合、通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。
２　通報窓口の担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
３　前項の規定は、職員が通報窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

第５章　通報等に係る調査等

（通報に係る事案の調査）
第１６条　統括管理責任者は、第１３条第３項の報告を受けたとき（同条第５項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものは、統括管理責任者が必要と認めるとき。）は、通報の対象である職員等（以下「被通報者」という。）の所属する研究科等のコンプライアンス推進責任者に同条第２項各号に掲げる事

項を通知する。

（予備調査）
第１７条　コンプライアンス推進責任者は、前条の通知に基づき、通報の受付から１４日以内に、予備調査を行い、次に掲げる調査結果を統括管理責任者に報告しなければならない。
（１）不正が行われた可能性及びその合理的理由
（２）次条の規定による調査の要否
（３）第１９条の規定による措置の必要性
（４）不正が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意に基づくものである可能性
（５）その他統括管理責任者が必要と認める事項
２　コンプライアンス推進責任者は、前項の予備調査の実施に関し、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
３　前項の協力を求められた被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）
第１８条　統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者からの予備調査の結果に基づき、通報の受付から２５日以内に、通報がなされた事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを決定する。
２　統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかにその旨を通報者及び被通報者に通知する。
３　統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。この場合において、統括管理責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示する。
４　統括管理責任者は、前条の予備調査の結果、通報が悪意に基づくものであると判断した場合は、通報者が所属する研究科等のコンプライアンス推進責任者（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）にその旨を通知する。
５　第３項の通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から７日以内に異議申立てをすることができる。
６　前項の異議申立てがあった場合、統括管理責任者は、必要に応じて前条の予備調査について、被通報者の所属するコンプライアンス推進責任者に再調査を求めることができる。
７　統括管理責任者は、本調査をすべきか否かを決定したときは、速やかにその旨及び予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
８　統括管理責任者は、本調査の実施について、当該通報に係る事案が資金配分機関からの資金を受けて行われたもの（以下「資金配分機関案件」という。）であるときは、通報の受付から３０日以内に、当該資金配分機関に通知を行う。

（調査中における一時的措置）
第１９条　最高管理責任者は、必要に応じて、本調査に関係する研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査委員会）
第２０条　統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに研究費不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
２　調査委員会の調査事項は、次に掲げる事項とする。
（１）不正の有無及び不正の内容
（２）関与した者及びその関与の程度
（３）不正使用の相当額
（４）その他統括管理責任者が必要と認める事項
３　調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）財務担当理事
（２）被通報者の所属する研究科等のコンプライアンス推進責任者
（３）被通報者の所属が先端科学技術研究科の場合は、被通報者の所属する領域のコンプライアンス推進副責任者
（４）管理部長
（５）事業推進部長
（６）本調査の対象となる研究費の経理責任者
（７）本学と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等学外の有識者
（８）その他統括管理責任者が必要と認める者
４　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員会の委員となることができない。
（１）通報者
（２）被通報者
（３）通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者
５　調査委員会に委員長を置き、第３項第１号の委員をもって充てる。

（調査委員の通知及び異議申立て）
第２１条　統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
２　通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から７日以内に、調査委員会委員について異議申立てをすることができる。
３　前項の異議申立があった場合、統括管理責任者はその内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（調査方法及び権限）

第２２条　本調査は、研究費の支払関係書類等の書面調査及び関係者のヒアリングにより行う。
２　調査委員会は、資金配分機関案件について、あらかじめ、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関に報告し、これを協議しなければならない。
３　調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
４　被通報者は、前項の弁明の機会において、通報の内容を否認するときは、調査対象の研究費が適正に使用されたことを客観的に示す説明を行わなければならない。
５　調査委員会は、本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
６　前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
７　調査委員会は、本調査の実施において必要と認めるときは、被通報者の他の研究費を調査の対象とすることができる。
８　調査委員会は、本調査の実施に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
９　調査委員会は、資金配分機関案件について、資金配分機関の求めに応じて、本調査の終了前であっても、資金配分機関に本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を行う。
１０　調査委員会は、資金配分機関の求めに応じて、本調査の対象事案に係る資料の提出及び閲覧並びに現地調査に応じなければならない。ただし、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合は、この限りでない。
１１　調査委員会は、資金配分機関案件について、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに次条に定める認定を行い、資金配分機関に報告する。

（認定）
第２３条　調査委員会は、通報の受付から１８０日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書（以下「本調査の結果」という。）をまとめ、統括管理責任者に報告するものとする。
（１）不正の有無及び不正の内容
（２）不正に関与した者及びその関与の程度
（３）不正使用の相当額
（４）不正が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か

（調査結果の通知等）
第２４条　統括管理責任者は、本調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告

するとともに、通報者及び被通報者（被通報者のほか不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。
２　最高管理責任者は、資金配分機関案件について、前項の報告を受けたときは、通報の受付から２１０日以内に、当該資金配分機関に対して、本調査の結果を通知する。
３　最高管理責任者は、本調査の結果において、通報が悪意によるものである旨の認定が行われた場合は、通報者が所属する研究科等のコンプライアンス推進責任者（通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長）に本調査の結果を通知する。
４　第２項に関わらず、合理的な理由がある場合（第２６条による再調査を行う場合を含む。）は、資金配分機関との協議により、報告の提出期限を延長することができる。この場合において、調査委員会は、本調査の中間報告を資金配分機関に提出する。

（不服申立て）
第２５条　本調査の結果において不正が行われたと認定された被通報者は、前条第１項の通知を受けてから３０日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
２　本調査の結果において、通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、前条第１項の通知を受けてから３０日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
３　前２項の不服申立ては、前条第１項の通知を受けてから３０日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
４　統括管理責任者は、第１項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するとともに、資金配分機関案件の場合は、当該資金配分機関にその旨を通知する。
５　統括管理責任者は、第２項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する研究科等のコンプライアンス推進責任者（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関案件の場合は、当該資金配分機関にその旨を通知する。

（不服申立ての審査及び再調査）
第２６条　統括管理責任者は、前条第１項又は第２項の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合において統括管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させるものとする。
２　調査委員会は、前項の審査において、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を統括管理責任者へ報

告するものとする。
３　統括管理責任者は、通報者及び被通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行うことを決定したときは、被通報者に対し、本調査の結果を覆すに足る資料の提出その他事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、打ち切ることができる。
４　調査委員会が再調査を開始した場合は、前条第１項の不服申立てを受けた日から５０日（前条第２項の不服申立ての場合にあっては３０日）以内に、調査結果（以下「再調査の結果」という。）をまとめ、統括管理責任者に報告するものとする。
５　第２４条の規定は、再調査の結果の通知に準用する。

（その他の審査手続き等）
第２７条　第１８条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査、不服申立ての審査及び再調査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、統括管理責任者が定める。
２　第１５条第２項及び第３項の規定は、第１６条から前条までに定める調査に関与する者に準用する。

（調査結果の公表等）
第２８条　最高管理責任者は、本調査の結果（第２６条の再調査を行った場合は、再調査の結果を含む。以下同じ。）において、不正が行われた旨の認定が行われた場合は、次の事項を公表するものとする。
（１）不正に関与した者の所属及び氏名
（２）不正の内容
（３）本学が公表時までに行った措置の内容
（４）調査委員会委員の所属及び氏名
（５）調査の方法、手順等
（６）その他必要と認める事項
２　最高管理責任者は、本調査の結果において、不正が行われていない旨の認定が行われた場合は、原則として、本調査の結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、不正が行われていないこと、被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等の本調査の結果を公表する。
３　最高管理責任者は、本調査の結果において、通報が悪意によるものである旨の認定が行われた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
４　最高管理責任者は、前３項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第２５条第１項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。
５　最高管理責任者は、第１項から第３項までの規定による公表の内容に学生

等が含まれているときは、事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

（認定後の措置）
第２９条　最高管理責任者は、本調査の結果において、不正が行われた旨の認定が行われた場合は、第１９条の規定により講じた措置を延長することができる。
２　最高管理責任者は、本調査の結果について、不正が行われていない旨の認定が行われた場合は、第１９条及び第２２条第８項の規定により講じた措置その他通報に基づき講じた一切の措置を解除し、及び事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、不正が行われていないと認定された者の名誉を回復するための措置及び不利益を生じさせないための措置を講じるものとする。
３　前２項の場合において、最高管理責任者は、第２５条の不服申立てがあったときは、前２項により講じた措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。
４　学長は、不正が行われたこと又は悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、不正を行った者又は悪意に基づく通報を行った者に対して懲戒処分等必要な措置を講じるほか、不正を行った者又は悪意に基づく通報を行った者の行為の悪質性が高いと判断した場合、刑事告訴及び民事訴訟を提起することがある。

（不利益取扱いの禁止）
第３０条　最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、通報（通報に関する相談を含む。以下同じ。）をしたことを理由として、通報者及び相談者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
２　最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、単に通報があったことをもって、被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

（職員等であった者の取扱い）
第３１条　職員等であった者の在職中に係る不正については、この規程に準じて取り扱う。

（役員の取扱い）
第３２条　役員の不正については、この規程に準じて取り扱う。

第６章　内部監査

（内部監査）
第３３条　研究費の適正な運営及び管理に関する監査は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程（平成１６年規程第１０号）に基づき実施す

る。

第７章　雑則

（事務）

第３４条　研究費の不正に関する事務は、研究協力課が行う。

（雑則）

第３５条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年２月１７日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年３月１７日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。